

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和6年度 第3回

令和6年8月5日(月)開催

1 日 時 令和6年8月5日(月) 13時30分～17時12分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席
臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行

労働者委員 3名中3名出席
井上正克 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 3名中3名出席
小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 加賀谷賃金室長補佐
我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第3回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は長岐部会長にお願いいたします。

○長岐部会長

本日も引き続きよろしくお願いたします。

本日審議する議題は、議題1.秋田県最低賃金の金額審議について、議題2.その他となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

○佐藤賃金室長

はじめに地賃の結審の情報についてお知らせいたします。2日と今日でかなりABラン

クで決定しております。

Aランクでは5つの地賃、Bランクでは9つの地賃の専門部会で結審し、中には答申をされたところも出てきております。14の地賃で結審しておりまして、Aランクは、50円の目安通りという結審、Bランクでは岐阜と京都で51円の結審が出ており、それ以外は50円というところです。

あとは、8月2日に参考資料として配付した「秋田県の価格転嫁と賃上げの状況について」、秋田県産業政策課から企業規模の回答がございました。回答106社の内訳は、100人以上の企業が46社、100人未満が60社。60社中19社が30人以下の企業ということでございましたのでご報告をさせていただきます。

次に我妻賃金指導官から参考資料集について説明がございました。

○我妻賃金指導官

皆様にお配りしております、令和6年度参考資料集について説明いたします。

資料1「令和6年春闘 各機関別賃上げ集計状況」につきまして、厚生労働省から、令和6年の民間主要企業の春季賃上げ状況が公表されました。平均妥結額は17,415円で、前年11,245円に比べ6,170円の増、賃上げ率は5.33%で、前年3.60%に比べ1.73ポイントの増となっております。

なお、「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるものとなっております。私からは、以上でございます。

○長岐部会長

ただいまの室長と指導官の説明について、質問等ありませんか。

特にないようですので、それでは、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」ですが、本日も、前回に引き続いて金額審議を行います。

2回の審議を終え、前回まで労使双方の合意には至りませんでした。本日は、是非、結審に向けた議論ができればと考えておりますので、よろしくお願ひします。

本日の審議の進め方ですが、いかがいたしましょうか。

前回と同じで個別会議でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

先に始めたいという希望はございますか。

なければ、労働者側からはじめたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、前回と同様でありまして、これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項により非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、非公開といたします。

非公開となる前にご意見ございますか。

○佐藤委員

私から、前回、小野委員から質問された食料費のエンゲル係数の関係ですが、総務省で調べた全国の家計調査からしかないのでありますが、昨年のエンゲル係数は27.8%という結果が出ています。そのうち、安価な食品に購入を切り替えたのは6割、これは全国ですが、秋田県のエンゲル係数を調べたのですが、食料品の物価指数ですが、調査時期がずれますが昨年の8、9、10月前年比8.4%、9.0%、10%となっています。昨年の8月から今年の6月までですと、食料の指数の平均が7.45%と高い数字を示しております。エンゲル係数の適正な割合は15から20と言われていきますから、全国27.8というのはかなり食料品のところでみんな苦しんでいるなど併せて秋田の食料品の物価指数が高止まりして直近では4.0まで落ちていますが、そういった中で、非常に苦しい生活になっているのではないかと推測します。

前回の質問に対してこちらで調査した範囲での答えです。以上です。

○小野委員

エンゲル係数から持ってきたのですか。総務省で5年ごとに調査しているものがあるのですが、2019年に消費支出に占める食料品の割合21.4%になっているのはご存じですか。

○佐藤委員

わかっています。今回ののは去年のところで軽くなっていたので。コロナでいったん落ち着いて下がっていたのですが、また、昨年高くなったというところで。2019年は押さえてい

ませんでした。直近で確認していました。

○長岐部会長

この点に関しては、それぞれの見方とか、それぞれの考え方で数字が必ずしもピッタリくるものでもないようなので、双方の意見を聞いたということでもよろしいでしょうか。

○委員多数

はい。

○長岐部会長

それから、本質論ではありませんが、これから個別会議をする前提で先ほど全国の結審状況の説明がありましたが、審議日程についてはこの場で答えることはできますか。

たればの話になりますが、秋田県がどこまで行ってもいちばん最初になるとか。

○佐藤賃金室長

まだ、はっきりは確定しておりません。前回、Cランクの審議の日程予定をお話ししましたが、同じく今日の8月5日に専門部会を開催している中で、その後の日程が登録されていない県が3つございます。

○長岐部会長

日程に関しての新しい情報はないということでもよろしいでしょうか。

○佐藤賃金室長

はい。

○長岐部会長

日程にこだわっているわけではありません。この本質論は、労・使、公益も含めて秋田県でどのように考えるかということですので、参考までに事務局に確認しました。

それでは、個別会議に入りますが、公益委員が協議した後、労働者側からお呼びいたしますので、よろしく願いいたします。

個別会議の場所がどこになるか、事務局からお知らせ下さい。

○佐藤賃金室長

公労・公使個別会議の別室として、前回と同じ合同庁舎4階秋田労働局会議室を準備しております。傍聴されている皆様は隣の第1会議室で待機をお願いいたします。よろしく

お願いいたします。

【 公労会議 ・ 公使会議 】

○長岐部会長

それでは、専門部会の審議を再開します。

これまで労使双方から意見を伺い、本日まで3回にわたって審議を重ねて参りましたが、その過程で使用者側からのお話、労働者側からのお話、いろいろありましたが、残念ながら労使の合意をみるに至りませんでした。

もう1日伸ばして、審議をするというお話もありましたが、公益委員で話し合った結果、これまでの各側のご意見と、中賃の目安答申、各種統計資料等を基に、総合的に判断いたしまして、公益委員としての見解をお示しし、採決により本専門部会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○労働者側委員

異議なし。

○使用者側委員

反対。

○長岐部会長

反対という意見が使用者側からありましたが、労働者側はどうですか。

○労働者側委員

異議なしです。

○長岐部会長

それでは、「公益委員見解」として書面にとりまとめて提示したいと思いますので、若干お時間をいただき、その間しばらく休憩とします。

【 公益委員会議 】

○長岐部会長

お待たせいたしました。「公益委員見解」を提示します。

事務局から全員に配付し、読上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは読み上げます。

令和6年度秋田県最低賃金額改定に関する公益委員見解

- 1 秋田県の経済情勢は、日銀秋田支店が7月に発表した金融経済概況によると、基調判断の県内概況において、「県内景気は、回復の動きが一服している」としている。
賃金改定状況調査結果第4表の令和6年のCランクの賃金上昇率は2.7%と、令和5年の2.1%から0.6ポイント上昇している。また、厚生労働省発表の春季賃上げ妥結状況等における主要企業の賃金上昇率は5.33%と前年比1.73ポイント増加している。
雇用情勢としては、令和5年度の有効求人倍率は1.32倍(年平均値)と前年度から0.17ポイント減となったものの、ほぼ同水準を維持しており、直近の令和6年6月末現在においても1.24倍と高倍率で推移している。全国では22位、東北6県では福島県と並んで2位で一定水準を維持している。また、「持ち直しの動きに弱さがうかがわれ、物価上昇等の影響により一部厳しさがみられる」としているものの、前年度から引き続き求人が求職を上回って推移している状況である。
- 2 こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の秋田県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額に開きはあったものの、双方の考え方は十分に理解できるものである。
- 3 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、公益委員見解ではあるものの、最低賃金法第9条第2項の3要素、その中でも特に、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意をした上で、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめられたものであり、当審議会としても尊重すべきものとする。
- 4 今年度の引上げ額の目安は、時間額表示となった平成14年度以降で最も高い、3ランク全てで50円(引上げ率5.0%)となり、秋田県を含むCランクも同じく過去最高額であることから、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。
- 5 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安に関する考え方を基準とし、県内企業の経営状況や県内事業者の賃金支払能力等を踏まえつつも、消費者物価指数が高い水準で推移している状況や秋田県の春闘結果を勘案し、また、これまで全国最低水準に位置している状況を考慮し、更には地域経済の活性化に加え、秋田県の人口減少による地域経済の縮小が懸念される中であって、地域間格差による若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくためには、目安に上乗せした金額で改定すべきであるとする。
- 6 以上のことから公益委員としては、諸般の事情を総合的に勘案し、現行の秋田県最低賃金の時間額897円を54円引上げて「951円」とするのが相当であることを見解として提

示する。

- 7 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 8 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 9 価格転嫁対策については、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法の執行強化、下請法改正の検討を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組み、さらに、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

以上です。

○長岐部会長

それでは、ただ今の公益委員見解の採決を行います。

○小野委員

採決そのものに賛成とは言いかねますので、採決には参加しないで辞退いたします。

【 使用者側委員退席 】

○長岐部会長

使用者側委員が退席された中で、残っているのは、労働者側委員3名、公益委員3名ですが、私、部会長は採決には入りませんが、ここで採決を行いたいと思います。

使用者側の退席のまま、「公益委員見解」に賛成の方は、挙手願います。

【 賛成5名 】

反対の方はおりませんので、賛成5名、反対0名、退席3名で、賛成が過半数でありましたので、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、「公益委員見解」を本専門部会の結論として、このあと開催される本審に報告し、本審の場で採決することになります。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、事務局から、本審への報告文案を配付して読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、報告文案を読み上げます。

令和6年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 長 岐 和 行

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

下記の委員は省略させていただきます。

別 紙 1

秋田県最低賃金

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間951円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

以上です。

○長岐部会長

ただ今読み上げた本審への報告文案でよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、これにより本審へ報告することとします。

議題2の「その他」について、委員の皆さまから何かありますか。

事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

この後、本審を開催することになりますが、時間が非常に押してしまい申し訳ございませんでした。予定としては、午後5時20分から、本審を、向かいの第一会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○長岐部会長

みなさんから、他に何かございませんか。

特にないようですので、第3回専門部会を閉会します。

お疲れ様でした。